

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

種類	会社が発行する株式の総数	摘要
普通株式	10,000,000,000株	
第一種優先株式	27,646,000	
第二種優先株式	1,000,000,000	
計	11,027,646,000	(注)

(注) 1. 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は110億3,630万7千株とし、このうち100億株は普通株式、3,630万7千株は第一種優先株式、10億株は第二種優先株式（以下第一種優先株式および第二種優先株式を併せて優先株式という）とする。ただし、普通株式につき消却があった場合又は優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

2. 第一種優先株式に該当いたします第二回優先株式は、平成12年3月31日までに72,228千株が、平成12年4月1日から平成12年9月30日までに126千株が普通株式に転換されております。

3. 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第3条の規定に基づき、取締役会の決議により3億5,000万株を限度として、株式の利益による消却のために自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数		上場証券取引所名又は登録証券業協会名	摘要
			中間会計期間末現在 (平成12年9月30日)	提出日現在 (平成12年12月19日)		
発行 済 株 式	記名式額面株式 (券面額50円)	普通株式	4,117,801,659株	4,117,933,797株	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部) 京都証券取引所 札幌証券取引所 フランクフルト証券取引所 スイス証券取引所 パリ証券取引所 ロンドン証券取引所	1. 議決権を有しております。 2. 提出日現在の発行数には、平成12年12月1日から半期報告書を提出する日までの転換社債及び優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。
	記名式無額面株式	第二回優先株式	2,646,000株	2,613,000株	—	(注)1,3
	記名式無額面株式	第三回優先株式 (第二種)	800,000,000株	800,000,000株	—	(注)2,3
	計		4,920,447,659株	4,920,546,797株		

(注) 第二回優先株式は「第一種優先株式」に、第三回優先株式(第二種)は「第二種優先株式」に該当いたします。

(注) 1. 第二回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 発行方法

当行が間接的に49%を出資するSakura Finance (Bermuda) Trust (以下「取得者」という。)がその名義でアメリカ合衆国及び欧州を中心とする海外市場の投資家のために第二回優先株式を一括購入し、取得者自らが発行する円建優先株式信託受益権証券としてリパッケージしたうえ、アメリカ合衆国においては連邦証券法規則第144A条に基づく私募、その他の海外市場においては公募の形で募集する。

(2) 優先株主配当金

① 優先株主配当金

優先株主配当金の額は平成9年3月末日に終了する営業年度においては1株につき7円50銭、翌年度以降は1株につき15円とする。

当行は毎年3月末日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株主配当金を支払う。ただし、当該3月末日に終了する営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 配当非累積条項

ある営業年度において優先株主に対して支払う株主配当金の額が優先株主配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 配当非参加条項

優先株主に対しては優先株主配当金を超えて配当はしない。

④ 優先中間配当金

当行は中間配当を行うときは、毎年9月末日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき7円50銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては上記2,000円のほか残余財産の分配はしない。

(4) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成9年10月1日から平成13年9月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換価額

平成12年9月30日現在の転換価額

$$500円 \times \frac{3,804,457,838株 + \frac{86,247,630,000円}{320円}}{4,078,259,838株}$$

今後当行が時価を下回る払込金をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事情が生じた場合には転換価額を調整する。

③ 転換により発行する普通株式数

優先株式は次の算式によって普通株式に転換する。

$$\text{転換により発行する普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成13年9月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成13年10月1日をもって次の算式によって普通株式に一斉転換される。

$$\text{発行する普通株式数} = \frac{\text{優先株式1株に対して} 2,000円}{\text{普通株式の時価}}$$

普通株式の時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が普通株式の額面または500円のいずれか高い金額を下回るときは、当該いずれかの高い金額とする。

(6) 議決権条項

優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(注) 2. 第三回優先株式(第二種)の内容は次のとおりであります。

(1) 発行方法

株式会社整理回収銀行(現株式会社整理回収機構)に直接全額割当ての方法により発行する。

(2) 優先株主配当金

① 優先株主配当金

(7) 優先株主配当金 優先株主配当金の額は1株につき年13円70銭とする。ただし、平成11年3月31日現在の本優先株主に対し支払うべき最初の優先株主配当金の額は1株につき4銭とする。毎年3月末日現在の本優先株主に対し普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に先立ち、かつ、第一種優先株式(当行第二回優先株式を含む。)を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)および第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)と同順位で、優先株主配当金を支払う。ただし、当該3月末日に終了する営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

(4) 非累積条項 ある営業年度において本優先株主に対して支払う株主配当金の額が優先株主配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項 本優先株主に対しては優先株主配当金を超えて配当はしない。

② 優先中間配当金 優先中間配当金の額は1株につき6円85銭とする。中間配当を行うときは、毎年9月末日現在の本優先株主に対し普通株主に先立ち、かつ、第一種優先株主および第二種優先株主と同順位で、優先中間配当金を支払う。

(3) 消 却

当行は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち、かつ、第一種優先株主および第二種優先株主と同順位で、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては上記1,000円のほか残余財産の分配はしない。

(5) 普通株式への転換

本優先株式は、当行普通株式に転換できるものとし、その転換を請求し得べき期間および転換の条件は以下の通りである。

① 転換を請求し得べき期間

平成14年10月1日より平成21年9月30日までとする。ただし、株主総会または本優先株式にかかる種類株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めるときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会または本優先株式にかかる種類株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換の条件

(7) 当初転換価額

当初転換価額は、平成14年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「当初転換価額時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)を円位未満小数第1位まで算出しその小数第1位を四捨五入して得られる金額とし、平成14年10月1日以降適用する。

ただし、計算の結果、当初転換価額が155円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、下限転換価額をもって当初転換価額とする。

なお、当初転換価額時価算定期間の終了する日の翌日以降当初転換価額が適用される日の前日までの間に、本号②(7)に掲げる転換価額の調整の事由が発生した場合には、本号②(7)の規定に準じて当初転換価額および下限転換価額を調整し、平成14年10月1日以降これを適用する。

(4) 転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日まで、毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)を円位未満小数第1位まで算出しその小数第1位を四捨五入して得られる金額に修正される。ただし、計算の結果、修正後転換価額が修正日前日において有効な下限転換価額を下回る場合は、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ウ) 転換価額の調整

今後当行が時価を下回る払込金をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事情が生じた場合には転換価額及び下限転換価額を調整する。

(エ) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{転換により発行する本優先株主が転換を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

③ 普通株式への一斉転換

平成21年9月30日までに転換請求がなかった本優先株式は、平成21年10月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合当該平均値が普通株式の額面金額又は155円のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④ 優先株式の転換と配当金

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の株主配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月末日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月末日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 議決権条項

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

法令で定める場合を除き、本優先株式については株式の併合又は分割は行わない。本優先株主には新株の引受権又は転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(注) 3. 提出日現在の発行数には、平成12年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

(2) 発行済株式総数、資本金等の状況

年月日	発行済株式総数		資 本 金		資 本 準 備 金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	増 減 額	残 高	
平成12年9月30日	千株 378	千株 4,920,447	千円 -	千円 1,012,706,012	千円 -	千円 899,521,323	左記の増減数は、第二回優先株式の普通株式への転換による当中間会計期間中の合計数であります。

(注) 1. 転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘 柄 (発行年月日)	平成12年9月30日現在			平成12年11月30日現在		
	残 高	転 換 価 格	資 本 組 入 額	残 高	転 換 価 格	資 本 組 入 額
2003年満期 米貨建転換社債 (昭和63年3月7日)	745千米ドル (95,769千円)	2,332.60円 (1米ドル =131.40円)	※	745千米ドル (95,769千円)	2,332.60円 (1米ドル =131.40円)	※

※ 転換により発行される株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果1円未満の端数を生じるときは、その端数を切り上げた額とします。ただし、かかる資本に組入れる額は、当行額面普通株式の額面金額を下回らないものとします。

2. 商法第280条ノ19第2項に基づく新株引受権方式のストック・オプションの新株発行予定残数、発行価格、資本組入額及び発行予定期間は次のとおりであります。

株主総会の 特別決議日	平成12年9月30日現在				平成12年11月30日現在			
	新株発行 予定残数	発行価格	資本組入額	発行予定期間	新株発行 予定残数	発行価格	資本組入額	発行予定期間
平成11年 6月29日	279千株	1株につき 674円	1株につき 337円	平成13年6月30日 ∪ 平成21年6月29日	279千株	1株につき 674円	1株につき 337円	平成13年6月30日 ∪ 平成21年6月29日
平成12年 6月29日	291千株	1株につき 772円	1株につき 386円	平成14年6月30日 ∪ 平成22年6月29日	291千株	1株につき 772円	1株につき 386円	平成14年6月30日 ∪ 平成22年6月29日

(注) 1. 新株発行予定残数とは、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株数を減じた数のこととあります。

2. 資本組入額は、新株発行を決定する取締役会において決定しております。

(3) 大株主の状況

① 普通株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号	147,752 ^{千株}	3.58%
三井生命保険相互会社	東京都千代田区大手町1丁目2番3号	147,752	3.58
太陽生命保険相互会社	東京都中央区日本橋2丁目11番2号	147,752	3.58
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社富士銀行)	P. O. BOX351ポストン マサチューセッツ02101, 米国 (東京都千代田区大手町1丁目5番5号)	133,054	3.23
中央三井信託銀行株式会社	東京都中央区京橋1丁目7番1号	124,678	3.02
ヂェネスマンハッタンバンクエヌエイロンドン (常任代理人 株式会社富士銀行)	ウールゲートハウス コールマンストリート ロンドン EC2P 2HP, 英国 (東京都千代田区大手町1丁目5番5号)	123,776	3.00
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	89,588	2.17
さくら信託銀行株式会社	東京都中央区日本橋3丁目4番10号	87,178	2.11
東洋信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号	71,579	1.73
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	65,855	1.59
計		1,138,966	27.65

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

中央三井信託銀行株式会社 89,353千株
さくら信託銀行株式会社 87,178千株
東洋信託銀行株式会社 61,417千株

2. 中央三井信託銀行株式会社は、平成12年12月4日に東京都港区芝3丁目33番1号へ住所変更しております。

② 第二回優先株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
さくらファイナンス(バミューダ) トラス (常任代理人 株式会社さくら銀行)	セダールハウス41 セダールアベニ ューハミルトン HM12, バミューダ (東京都千代田区九段南1丁目3番1号)	2,646 ^{千株}	100.00%
計		2,646	100.00

③ 第三回優先株式(第二種)

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	800,000 ^{千株}	100.00%
計		800,000	100.00

(4) 議決権の状況

平成12年9月30日現在

発行済株式	議決権のない株式数	議決権のある株式数		単位未満株式数	摘 要
		自己株式等	その他		
	802,646,000 ^株	6,973,000 ^株	4,091,077,000 ^株	19,751,659 ^株	(注)

- (注) 1. 左記の「単位未満株式数」には、当行所有の自己株式651株、さくらフレンド証券株式会社名義の株式800株、株式会社みなと銀行名義の株式496株及び証券保管振替機構名義の株式264株が含まれております。
2. 左記の「議決権のある株式数」の「その他」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が97,000株含まれております。

自己株式等	所有者の氏名又は名称等		所有株式数			発行済株式総数に対する所有株式数の割合	摘 要
	氏名又は名称	住 所	自己名義	他人名義	計		
	株 式 会 社 さ くら 銀 行	東京都千代田区九段南 1丁目3番1号	16,000 ^株	— ^株	16,000 ^株	0.00%	(注)
	さくらフレンド 証 券 株 式 会 社	東京都中央区日本橋 兜町7番12号	334,000	—	334,000	0.00	(注)
	株 式 会 社 み な と 銀 行	兵庫県神戸市中央区 三宮町2丁目1番1号	6,623,000	—	6,623,000	0.16	
	計		6,973,000	—	6,973,000	0.16	

- (注) 左記のほか、株主名簿上は当行及びさくらフレンド証券株式会社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が当行12,000株、さくらフレンド証券株式会社2,000株あります。
- なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「議決権のある株式数」の「その他」に含まれております。

2. 株 価 の 推 移

(1) 普 通 株 式

当 該 中 間 会 計 期 間 に お け る 月 別 最 高 ・ 最 低 株 価	月 別	平成12年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	最 高	円 839	818	810	723	805	812
	最 低	円 690	756	648	616	646	765

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第 二 回 優 先 株 式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておられません。

(3) 第 三 回 優 先 株 式 (第 二 種)

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておられません。

3. 役 員 の 状 況

(1) 新 任 役 員

該当ありません。

(2) 退 任 役 員

該当ありません。

(3) 役 職 の 異 動

新 役 名 及 び 職 名	旧 役 名 及 び 職 名	氏 名	異 動 年 月 日
常 務 取 締 役 (統 括 部 長 兼) (法 人 統 括 部 長)	常 務 取 締 役 (支 店 統 括 部 長)	水 島 藤 一 郎	平成12年10月1日